
における洪水時の避難確保計画

(所在地：東松山市_____)

年 月

目次

◆（１～８及び別紙【施設周辺の避難地図】は市に提出）

- １． 計画の目的（様式１）
- ２． 計画の適用範囲（様式１）
- ３． 防災体制（様式２）
- ４． 情報収集及び伝達（様式３）
- ５． 避難誘導（様式４）
- ６． 避難の確保を図るための施設の整備（様式５）
- ７． 防災教育及び訓練の実施（様式７）
- ８． 自衛水防組織の業務に関する事項（様式６）

※自衛水防組織を設置しない場合は不要

別紙 【施設周辺の避難地図】

◆（市には提出不要、作成し施設で利用）

- ９． 地域との連携
- １０． 関係機関との連絡体制（様式１０）
- １１． 利用者緊急連絡先一覧表（様式８）
- １２． 対応別避難誘導一覧表（様式１１）
- １３． 防災体制一覧表（様式１２）

別添 自衛水防組織活動要領

別表１ 自衛水防組織の編成と任務

※ 別添、別表１は、自衛水防組織を設置する場合に作成

1 計画の目的（様式 1）

この計画は、水防法第 15 条の 3 第 1 項に基づくものであり、_____の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の適用範囲（様式 1）

この計画は、_____に勤務又は利用する全ての者に適用する。

	平日		休日	
	利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼 間	約 名	約 名	約 名	約 名
夜 間	約 名	約 名	約 名	約 名

※利用者数は、最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）

※昼間は、通所部門と入所部門の合計人数を記載（社会福祉施設等）

※夜間は、入所部門の人数を記載

●計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に計画の見直しを行い、修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

●事前休業の判断について

判断基準を定める場合

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、通所部門は臨時休業とする。

または、_____時の時点で、東松山市に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

- ・暴風警報又は特別警報
- ・大雨警報又は特別警報
- ・洪水警報

判断基準を定めない場合

大型台風の襲来等が予想される場合、必要に応じて検討を行う。

3 防災体制（様式2）

自衛水防組織を設置する（設置済みの）場合

別紙「自衛水防組織活動要領」及び「自衛水防組織の編成と任務」に基づき、施設における体制を構築する。また、活動する時期・基準については、次の表のとおりとする。

自衛水防組織を設置しない場合

1.3 防災体制一覧表に基づき、施設における体制を構築する。また、活動する時期・基準については、次の表のとおりとする。

体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応班
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> 東松山市に大雨・洪水注意報発表（警戒レベル2） <input type="checkbox"/> 都幾川（野本観測所） <input type="checkbox"/> 市野川（天神橋、慈雲寺橋観測所） <input type="checkbox"/> 越辺川（入西観測所） <input type="checkbox"/> 荒川（熊谷観測所） の水位が水防団体期水位に達したとき等 ・ 氾濫注意情報が発表されたとき等	<input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報収集 <input type="checkbox"/> 避難情報の受信手段確認 その他（ ）	総括管理者情報班
		<input type="checkbox"/> 使用する資器材の準備 <input type="checkbox"/> 保護者・家族等への事前連絡 <input type="checkbox"/> 周辺住民への事前協力依頼 <input type="checkbox"/> 避難経路・避難場所の確認 その他（ ）	避難誘導班
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等避難の発令（警戒レベル3） 東松山市に大雨・洪水警報発表（警戒レベル3相当） <input type="checkbox"/> 都幾川（野本観測所） <input type="checkbox"/> 市野川（天神橋、慈雲寺橋観測所） <input type="checkbox"/> 越辺川（入西観測所） <input type="checkbox"/> 荒川（熊谷観測所） の水位が氾濫注意水位に達したとき ・ 氾濫警戒情報が発表されたとき等	<input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報収集 <input type="checkbox"/> 避難情報の情報収集 その他（ ）	総括管理者情報班
		<input checked="" type="checkbox"/> 避難所への避難誘導開始 <input type="checkbox"/> 保護者・家族等への引き渡し開始 <input type="checkbox"/> 市及び保護者・家族等へ、避難誘導開始の連絡 その他（ ）	避難誘導班
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示の発令（警戒レベル4） <input type="checkbox"/> 都幾川（野本観測所） <input type="checkbox"/> 市野川（天神橋、慈雲寺橋観測所） <input type="checkbox"/> 越辺川（入西観測所） <input type="checkbox"/> 荒川（熊谷観測所） の水位が避難判断水位に達したとき ・ 氾濫危険情報が発表されたとき ・ 危険の前兆を確認等	<input type="checkbox"/> 保護者・家族等への引き渡し完了 その他（ ）	総括管理者情報班
		<input checked="" type="checkbox"/> 避難所への避難誘導完了 <input type="checkbox"/> 市及び保護者・家族等へ、避難誘導完了の連絡 その他（ ）	避難誘導班

※自力避難が困難な方については、基準にとらわれることなく早めの避難を想定しておく。

（参考）各水位諸元（m）

河川名	水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
都幾川	野本	2.0	3.5	3.7	4.1
市野川	天神橋	18.0	19.25	-	19.58
	慈雲寺橋	15.3	16.5	16.92	17.9
越辺川	入西	2.0	3.0	3.0	3.2
荒川	熊谷	3.0	3.5	5.0	5.5

※出典：国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所 HP (https://www.ktr.mlit.go.jp/araajo/araajo_index040.html)

埼玉県 HP (<http://suibo.saitama-river.info/saitama/servlet/Gamen30Servlet>)

(収集する情報と収集方法一覧)

収集する情報	収集方法
東松山市において 高齢者等避難 避難指示 を発令した場合の情報	<p>【無線放送】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東松山市 防災行政無線」 <p>【電話】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東松山市 防災行政無線 テレホンサービス」 0493-22-5011・0493-22-5013 <p>【メール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東松山いんふおメール（事前登録制）」 <p>【アプリ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東松山市避難所開設状況 web アプリ」 https://friendly-peace-3491.glideapp.io/ <p>【インターネット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東松山市 ホームページ」 http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/index.html ・「埼玉県 ホームページ」 https://www.pref.saitama.lg.jp/theme/anzen/index.html <p>【テレビ d ボタン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「NHK 総合テレビ」・「テレビ埼玉」
気象情報	<p>【メール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東松山いんふおメール（事前登録制）」 <p>【インターネット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県 ホームページ」 https://www.pref.saitama.lg.jp/theme/anzen/index.html ・「気象庁 ホームページ」 https://www.jma.go.jp/jp/warn/1121200.html ・「熊谷地方気象台 ホームページ」 https://www.jma.go.jp/jp/warn/1121200.html <p>【テレビ d ボタン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「NHK 総合テレビ」 ・「テレビ埼玉」 <p>【ラジオ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・
洪水予報・河川水位	<p>【インターネット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国土交通省 荒川上流河川事務所 ホームページ」 https://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/ ・「国土交通省 川の防災情報」 (荒川 熊谷観測所) http://www.river.go.jp/kawabou/html/obsrv/4/21280/2128000400007/ipSuiiKobetuCrsSect_oi2128000400007_tt10.html (都幾川 野本観測所) http://www.river.go.jp/kawabou/html/obsrv/4/21280/2128000400017/ipSuiiKobetuCrsSect_oi2128000400017_tt10.html (越辺川 入西観測所) http://www.river.go.jp/kawabou/html/obsrv/4/21280/2128000400001/ipSuiiKobetuCrsSect_oi2128000400001_tt10.html (市野川 天神観測所) http://www.river.go.jp/kawabou/html/obsrv/4/02817/0281700400017/ipSuiiKobetuCrsSect_oi0281700400017_tt10.html (市野川 慈雲寺橋観測所) http://www.river.go.jp/kawabou/html/obsrv/4/02817/0281700400075/ipSuiiKobetuCrsSect_oi0281700400075_tt10.html

6 避難の確保を図るための施設の整備（様式5）

- (1) 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- (2) これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

(避難確保資器材等一覧)

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	名簿（職員、利用者）、テレビ、ラジオ、トランシーバー、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー、投光器等
避難誘導	名簿（職員、利用者等）、誘導旗、タブレット、トランシーバー、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、車いす、担架、大人用おむつ、常備薬、ロープ、施設内避難のための水・食料・寝具・防寒具、災害用トイレ等

※施設の状況に応じて、資器材を加除してください。

7 防災教育及び訓練の実施（様式7）

- (1) 新規で職員を採用したときは、随時、研修を実施する。
- (2) 毎年_____月に全職員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 訓練実施後は、水防法に基づく避難確保計画に係る訓練実施報告書を東松山市 危機管理防災課に提出する。

8 自衛水防組織の業務に関する事項

※設置時には、以下について記入

- (1) 「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ①毎年_____月に新たな自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
 - ②毎年_____月に行う全職員を対象として訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織又は変更をしたときは、遅滞なく当該事項を市町村長へ報告する。

「自衛水防組織活動要領」別添

9 地域との連携

- (1) 日頃から、地域との関係を深め、非常災害時には、「地域住民からの支援」、そして、「地域の要配慮者の避難の受入れ」など双方向の連携を行うよう努める。

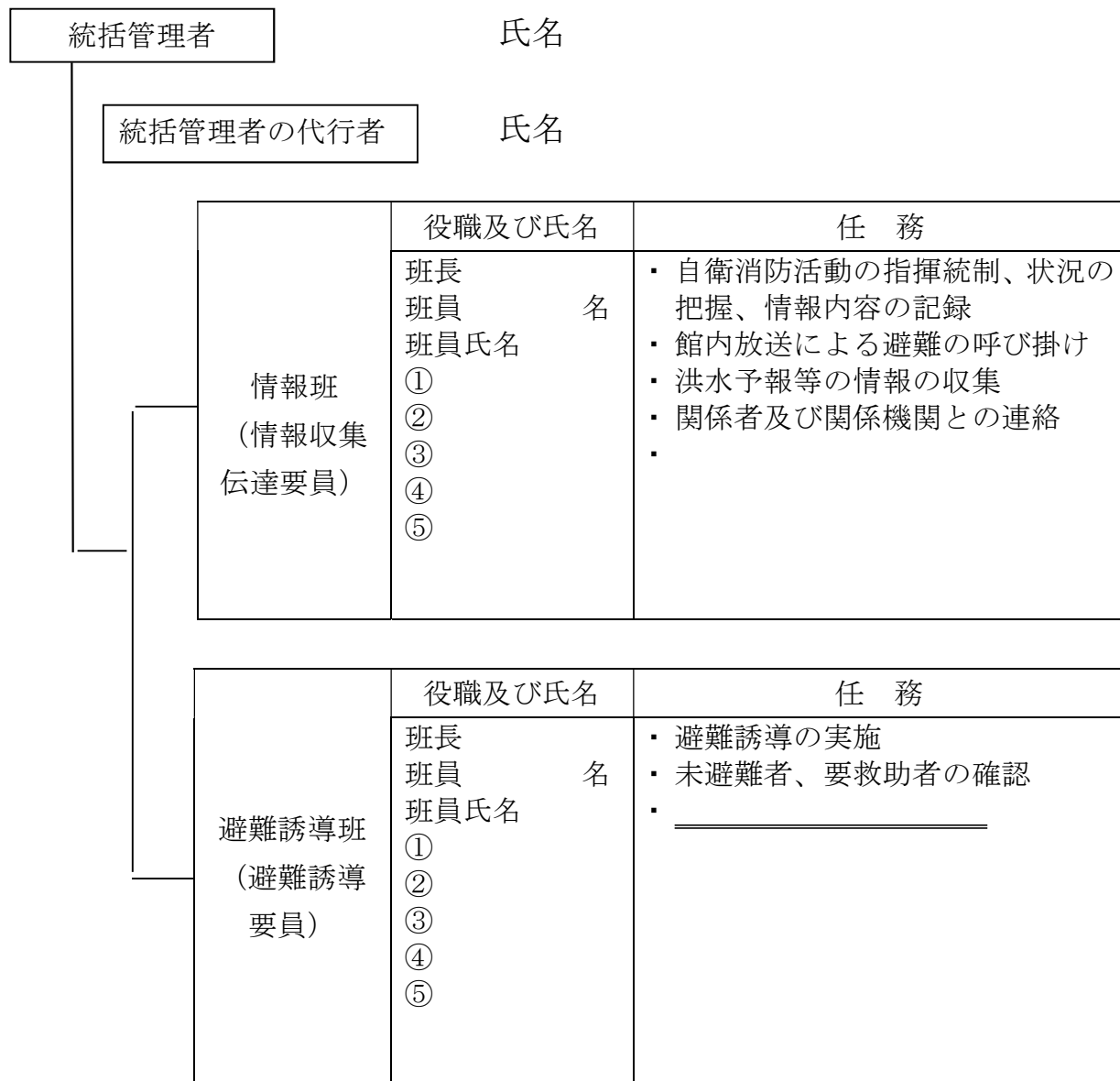
- (2) 避難を速やかに行うために、地域の自治会や近隣の住民との連携体制を構築し、合同で避難訓練を実施するよう努める。

10 関係機関との連絡体制（様式10）

- 東松山市 危機管理防災課 0493-21-1405
- 東松山消防署 0493-23-2266
- 東松山警察署 0493-25-0110
- _____

1 3 防災体制一覧表（様式 1 2）

自衛水防組織を設置しない
場合に作成



参考資料

【用語の解説】

➤ 気象庁が発表する警報・注意報については、以下のウェブサイトで各地の発表基準が確認できる。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index.html>

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/warning.html>

➤ 水位の情報は、以下のホームページから入手することができる。

<http://www.river.go.jp/>

自衛水防組織活動要領

自衛水防組織を設置する
場合のみ作成

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者（防火・防災管理者が設置されている場合にあつては、当該防火・防災管理者を管理権限者とする。以下同じ。）は、洪水時において避難確保計画に基づく、円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表に掲げる任務とし、各担当を指名する。

(3) 自衛水防組織の活動拠点場所をあらかじめ定める。

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権限者は、職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在し、対応する職員が十分な体制を確保することが難しい場合、管理権限者は、近隣在住の職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や職員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

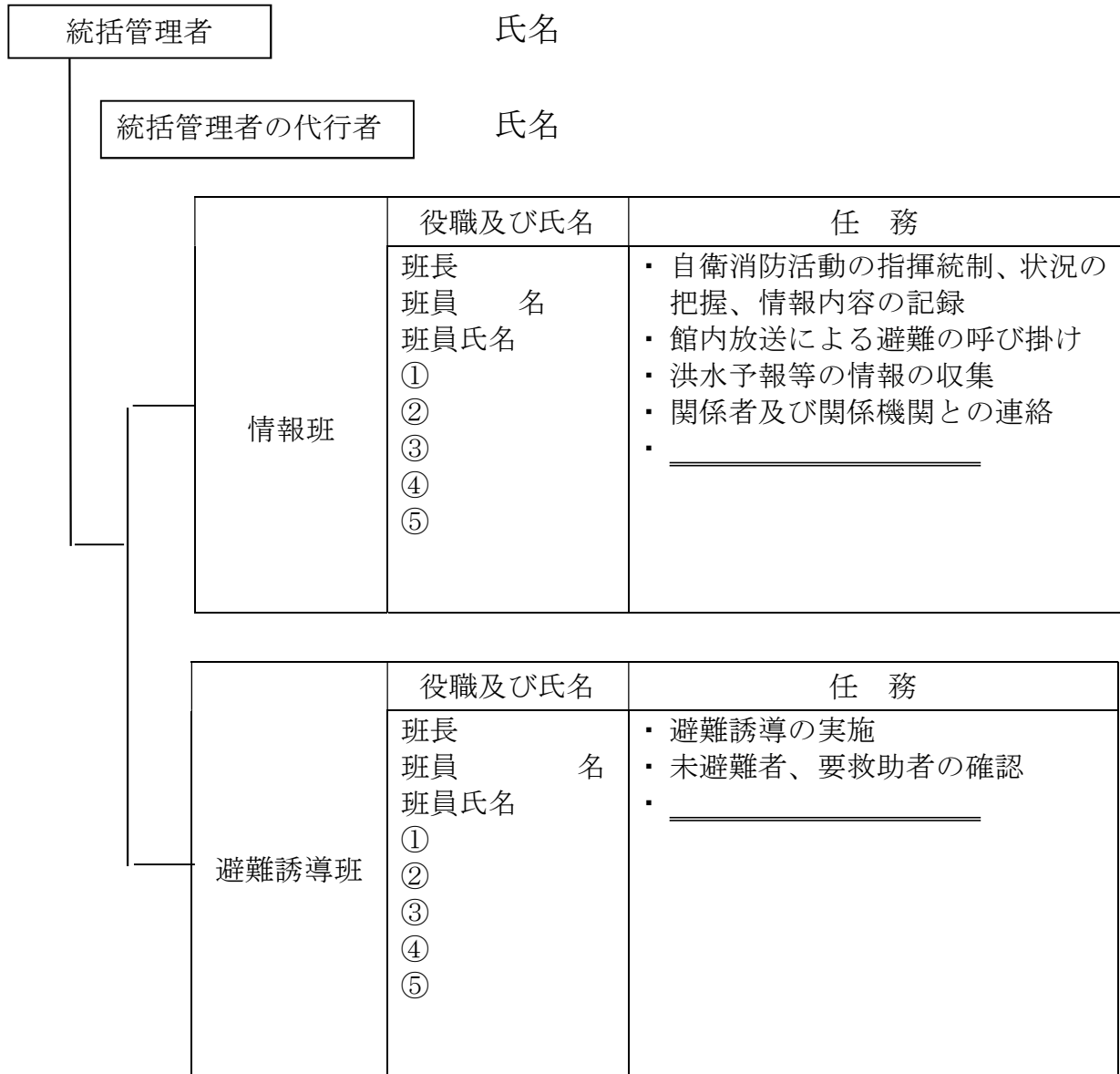
第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、次の「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

自衛水防組織の編成と任務

自衛水防組織を設置する場合のみ作成



自衛水防組織の装備

任務	装備品
情報班	名簿（職員、利用者）、テレビ、ラジオ、トランシーバー、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー、投光器等
避難誘導班	名簿（職員、利用者等）、誘導旗、タブレット、トランシーバー、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、車いす、担架、大人用おむつ、常備薬、ロープ、施設内避難のための水・食料・寝具・防寒具、災害用トイレ 等

※施設の状態に応じて、資器材を加除してください。

【施設周辺の避難地図】

避難場所			
	立ち退き避難		屋内安全確保
	避難場所 1 浸水想定区域外の関連施設等	避難場所 2 指定緊急避難所	
1			
2			
経路中の危険箇所：			
施設の浸水深：	m	浸水継続時間：	施設構造： 階 鉄筋・木
※避難経路は、2ルート以上を想定			